

産業関連構造調査（通信・放送業等投入調査）
調査票の記入の手引

調査対象事業：民間放送業

<調査票の提出方法>

- ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に封入してご返送ください。
- 電子調査票の利用及び電子メールによる提出も可能です。

<調査票の提出期限>

- 調査票の提出は、令和3年10月31日までをお願いします。

<調査票の記入のしかた>

- 調査票の記入は、黒色のボールペン又は鉛筆でお願いします。
- 金額欄は万円単位としていますが、概算でも可能な限り記入してください。
(十万円以上の単位で記入する場合は、記入単位未満の桁を「0」で埋めて下さい。)

<調査票の記入についてのお問い合わせ>

- 調査票の記入についてのご質問などございましたら、下記までお問い合わせください。

「通信・放送業等投入調査」事務局

電 話：0120-700-498（通話料無料）

※携帯電話・IP電話からのご利用いただけます。

[受付時間] 平日(土・日・祝日を除く) 9:30～17:30

(業務委託先) ※総務省は本調査を下記事業者に委託して実施しています。

株式会社 東京商工リサーチ

〒100-6810 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル

<調査対象事業について>

○本調査の調査対象事業の分類及び範囲は、以下のとおりです。

調査対象事業についての記入は 囲みの事業を対象として下さい。

事業の種類	事業の範囲
郵便・信書便業	郵便物，信書便物，郵便切手類，印紙の取扱
固定電気通信業	固定通信サービス（インターネット接続を含む）
移動電気通信業	移動通信サービス（インターネット接続を含む）
電気通信に附帯するサービス業	携帯電話契約事務取扱，空港無線，移動無線
公共放送業	公共放送
民間放送業	テレビ放送，ラジオ放送，衛星放送
有線放送業	有線テレビ放送，有線ラジオ放送
インターネット附随サービス業	インターネットを利用するサービス提供

(備考)

○物品販売は除いてください。

○「郵便・信書便業」には，銀行窓口業務及び保険窓口業務を含みません。

○「固定電気通信業」には，以下を含みます。

インターネット・サービス・プロバイダ (ISP)，インターネット・データ・センター (IDC)，
インターネット・エクスチェンジ (IX)，サーバー・ハウジング，サーバー・ホスティング

○「インターネット附随サービス業」には，以下を含みます。

ウェブ情報検索・提供，サイト運営，コンテンツ配信，アプリケーション提供，
電子認証，課金・決済代行，情報ネットワーク・セキュリティ

なお，ホームページやアプリケーションソフトの「制作」については含みません。

<調査項目の内容について:民間放送業>

○調査票3 ページ目の項目内容について解説します。

運輸関連	
運送料	物品の輸送費の支払が該当します。
倉庫料	物品の保管費用の支払が該当します。
郵便・信書便への支払	郵便・信書便の経費が該当します。
通信関連	
固定電気通信への支払	固定通信サービス(インターネット接続を含む)への支払が該当します。(左頁の備考を参考にしてください。)
移動電気通信への支払	移動通信サービス(インターネット接続を含む)への支払が該当します。
インターネット関連への支払	インターネットを利用するサービスへの支払が該当します。(左頁の備考を参考にしてください。)
携帯電話取扱店への支払	自社の業務で使用する携帯電話の契約手数料が該当します。 ただし、電話機の購入代金は調査票4ページの「305 通信機器」に記入してください。
放送関連	
公共放送への支払	番組の購入費やネットワーク費等の他社への支払が該当しません。 なお、事業所として契約する一般の有料サービス料金の支払も含めて下さい。
民間放送への支払	
有線放送への支払	
メディア・興行関連	
広告・宣伝への支払	広告会社への支払がすべて該当します。 (インターネット, 新聞, 雑誌, 交通その他の自社の広告宣伝への支払も該当します。)
映像, 音声, 文字情報制作への支払	外部に委託した 番組及びCMの制作, 出版物の制作に関する費用の支払が該当します。
興行場・興行団への支払	自社制作の 番組に係るタレントや芸能プロダクション, 劇団, 楽団, 演芸・スポーツ等興行団への支払, 劇場, 演芸場, コンサート会場, スポーツ会場への支払が該当します。

※「著作権等使用料」について

文芸・学術・美術・音楽などの著作物を使用した際に支払った使用料等については、

247 上記以外 の()に「著作権等使用料」と記入し、まとめて金額を記入してください。